

出雲市農業委員会（第1期）第9回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1. 日時 平成30（2018）年4月9日 午後1時30分～午後3時00分

2. 場所 出雲市役所本庁 3階 庁議室

3. 出席委員（22名）

秦 久光	大梶 泰男	竹内 辰雄	岡 正	恩村 光則	落合 光啓
津戸 吉博	神田 伯	佐藤 始	小川 義和	塩野 一男	持田 守夫
小村 伸治	遊木 龍治	河原 基	佐藤さゆみ	若槻 博美	勝田 茂
高橋 忠男	板垣 房雄	勝部 隆司	江角 隆雄		

4. 欠席委員（2名）

原 孝治 久野 晴見

5. 提出議題

[1] 報告

報第23号 会長専決処分の報告

[2] 議案

議第55号 土地改良事業参加資格について

会長あいさつ

6. 議事

秦会長が、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超える会議の成立を宣する。署名委員に議席番号18番 佐藤さゆみ委員と19番 若槻博美委員を指名する。

議長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。報告事項、報第23号の会長専決処分の報告について、報告します。

先ず、第7回総会で承認いたしました案件で、再生エネルギー発電事業計画の経済産業省の認定後に許可することとしていた案件、農地法第5条1件については、経済産業省の事業計画認定通知の提出があった3月28日付けで許可

決定しております。

次に、出雲農業振興地域整備計画の変更決定後に許可をすることとしていた案件、第7回総会の農地法第4条7件、第5条40件、第8回総会の農地法第4条3件、第5条7件については、除外の決定日と同日の3月28日付けで許可決定しております。

次に、第7回総会で承認いたしました案件の内、都市計画法に基づく開発行為の許可が必要で、開発行為の許可と合わせて許可した案件、農地法第5条1件を3月29日付けで許可決定いたしております。

以上、報告いたします。

議長 それでは、これより議案の審議を行います。

議第55号土地改良事業参加資格について、を議題といたします。

議案の説明の前に、本日、国営事業対策室の担当の方にお越し頂いておりますので、担当の方から、宍道湖西岸土地改良事業の概要について説明をしていただきます。

よろしくお願ひいたします。

深津室長 失礼いたします。出雲市農林基盤課国営事業対策室の深津でございます。どうぞ宜しくお願ひいたします。本日は3月の総会に引き続きまして、新年度早々にも関わらず農業委員会総会の開催ということで開いていただきましたこと、お礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

本日の総会議案にも関係いたします、平田地域の宍道湖西岸地区におきましては、本年度より国営土地改良事業が着手されることとなっております。この事業への参加資格者は、土地所有者とすることに伴いまして、土地改良法の規定により農業委員会の承認が必要となることから、後ほど事務局の方からのご説明の後、本日の農業委員会においてご承認をいただきたく提案をさせていただくものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、私からは宍道湖西岸地区における国営緊急農地再編整備事業と呼んでおりますけれども、その目的、あるいは事業概要につきましてご説明させていただきます。平田地域の国富中村地区、西代地区、原添地区、灘分地区、布崎地区を実施区域といたします、宍道湖西岸地区における農地を対象といたしまして、区画整理事業と農業用用排水事業を一体的に整備するための土地改良事

業であり、農林水産省の直轄事業として実施されることになりました。本事業の実施によりまして、水田の大区画化に合わせ排水改良による灌漑化によって担い手への農地集積を進め、小豆、ブロッコリー、青ネギ等の高収益作物の生産拡大を目指すものでございます。本日はお手元の方に概要版ということで、宍道湖西岸地区のパンフレットを用意させていただきましたので、こちらの方をご覧いただきたいと思います。資料2ページのところで、それぞれ本事業の概要ということで載せているわけでございますが、詳細につきましては、本年8月に国の国営事業所が平田地域に開所の予定でございます。詳細設計や実施設計など詳しいことにつきましては、この事業所の開所後に決まってくるということでございますので、本日のところでは概要ということでご理解を賜りたいという風に考えているところでございます。

まず事業概要についてです。受益面積ということで、区画整理事業いわゆる圃場整備でございますけれども、448ヘクタール、農業用用排水456ヘクタールで、総事業費は260億円です。事業期間といたしましては、平成30年度から平成41年度の12年間を予定しているところでございます。

次に工事の概要ですが、区画整理事業といたしまして標準区画1ヘクタールとする大区画化と灌漑化によります水田整理を行うことといたしております。また、排水事業におきましては排水機場3か所の整備、あるいは幹線排水路といたしまして約12.5キロの整備を行う予定としているところでございます。

また資料には、事業実施までの手続きを簡単にですが掲載しております。先程申し上げましたように、本年度の事業着手に向けまして現在私たちの方で土地改良法に基づきます法手続きを進めているところでございます。事業計画概要等の公告あるいは縦覧は既に終えておりますので、本日の総会で事業参加資格者をご承認していただければ、本事業の事業参加資格者いわゆる3条資格者でございますけれども、この3条資格者の確定をしますので、この総会の後4月から5月にかけまして3条資格者から国営事業として事業申請することについての同意徴集を行うこととしています。また、7月にはこの同意書を添えまして農林水産大臣に対しまして事業の施行申請を行います。11月頃には大臣から宍道湖西岸地区の事業計画が決定される見込みである、というように国から伺っております。順調にいけば年内には事業着手されるものと考えているところでございます。また、資料には簡単に位置図をつけてございますので、ご参考にしていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

大変簡単ではございますが、詳細の部分につきましては今後国の事業所がで
きてから、地元の皆様と協議をしながら具体的に進めていくという段階でござ
ります。私どもいたしましては国営事業の工事はもとより、今後の換地事業
でございますとか、あるいは営農計画の実践を含めまして円滑に事業を実施し
て参りたいと考えているところでございます。本事業につきましては、農業委
員会の皆様方をはじめ、関係の皆様方の一層のご理解ご協力をお願い申しあげ
まして本事業の概要ということでも正式に報告させていただきたいと思います。
どうぞよろしくお願ひいたします。

議長　　ただいま、事業概要について説明がありましたが、ご質問などございませんか。

議長　　それでは、質問も無いようですので、議第55号について、事務局から説明をお願いします。

今岡次長　議第55号土地改良事業参加資格について、ご説明いたします。

議案をお開きください。議案の最終ページに土地改良法の抜粋を載せていま
すので参考にしてください。

土地改良事業に参加できる資格者は、土地改良法第3条第1項第1号及び第
2号に規定されており、その土地の所有者又は所有権以外の権原（賃借権、使
用貸借権等）で耕作を行っている者となっています。

土地改良法第3条第1項第2号の規定では、所有権以外の権原に基づき耕作
されている農地について、所有者から農業委員会に対し、土地改良事業に参加
の申し出があり、その申出が相当であって、農業委員会が承認した場合は、そ
の所有者とされています。この規定に基づき、今回、所有者から土地改良事業
への参加申し出があったものです。議案提出文の次ページ以降に一覧を載せて
いますが申出理由としては、圃場の区画の変更や排水不良の改善により、不動
産の価値が変動することなどから、所有者として参加したいとのことです。

今回の申出は、466件、1572筆です。

農業委員会で承認を行った3条資格者に、事業への参加同意をとられ、土地
改良事業が行われることとなります。

説明は以上です。

議長 それでは、議題となっています議第55号のうち、4ページの10番が、農業委員関与案件です。

10番を先議案件といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、10番佐藤始委員が除斥となります。

議長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

そういたしますと、議第55号のうち10番の案件について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって10番の案件を承認いたします。

ここで佐藤始委員の除斥を解除いたします。

議長 続きまして、議第55号土地改良事業参加資格について、のうち、先議案件の10番を除くすべての案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

勝部委員 参考までにお聞きしたいのですが、これだけの多数の筆数があると、所有者の方でもうお亡くなりになっている方がいらっしゃるのではないかと思います。所有者死亡となっている農地の取扱いはどのようにになっているのか、その部分について何か特別に法律で相続者に同意を得るというようなものがあれば教えていただきたいです。

深津室長 勝部委員さんのご質問は、お亡くなりになった方の農地の取扱いについてということでございますけれども、今回議案として出しているものについては、全て整理がついているものでございます。今回、土地所有者としての事業参加資格者というのは3条資格者全体からみると未相続の方が相当数いらっしゃいます。今回のこの議案を提出するときに、基本的には土地所有者で参加することになっていますが、どうしても相続関係が複雑多岐にわたっている関係上、

短期間ではなかなか同意が取れない状況がございます。この未相続の農地につきましては、国とも協議をいたしまして、これについては耕作者さんから事業同意を得ることにしております。従いまして、未相続の土地につきましては、この議第55号には含まれておりません。以上でございます。

勝部委員 確認ですが、今回議題としてあがっているこの農地は相続が完了しており、未相続の農地は含まれていないということでしょうか。

深津室長 おっしゃるとおりでございます。

大梶委員 3条資格者の中に所有者のみ、とありましたが耕作者の扱いはどうなるのでしょうか。

深津室長 今回の議案は、いわゆる3条資格者というのですが、先程事務局から説明がありましたように、基本的に土地改良法の第3条には、原則耕作者が参加するとなっております。しかし、宍道湖西岸で行います国営土地改良事業については、個人の財産に干渉することから土地所有者で参加するということなんですけれども、この議案に挙げられているものは全て利用権が設定されているものです。このほかにも自作をしているものもあると思われますが、この場合は「耕作者=所有者」ということになりますので、今回農業委員さんのご承認を得るものではございません。

岡 委員 私の知り合いで今まで担い手として農業をされていたが、今年に入られまして農業を廃業されたそうなんですが、その方の名前がこの議案に耕作者としてあがっています。この場合はどうなるのでしょうか。

今岡次長 ご指摘があったことにつきまして、今回の対象地については権利関係を確認しております。ただ、今後手続きをすることによって所有者の方に耕作権が戻る、という場合も考えられます。現時点（4月初旬）の権利関係で見ますと、まだ権利が残っているように見えると思います。農業を辞められるということであれば、権利が終了するなり、契約の解約や農地の返還の手続きが必要になってくると考えられます。そして実際には耕作者が変わっても所有者の方が土地

改良事業に参加されますので、その点は変わりませんのでご理解いただきたいと思います。

河原委員 この議案に載っているものだけが土地改良事業の対象となるのですか。

今岡次長 今議案に掲載されているのは、利用権が設定されているなど所有者と耕作者が異なる農地について、所有者の方が土地改良事業に参加されるということで申出があった案件でございます。所有者で実際に耕作もされている土地については今回の申出の対象ではございません。また、先程話に出ていましたように未相続の土地については、利用権が設定されており耕作者が存在する場合もあると思われますが、そういった案件も今回の申出の対象外となります。なお、事業全体での筆数は2,700筆ほどになります。

河原委員 私の所属している会社が耕作しているところがこのリストには挙げられていません。地図で見ますと対象地域内に入っているようです。もう一度確認をお願いします。

今岡次長 今おっしゃっていただいたことにつきましては確認をさせていただきたいと思いますが、今回は当初のところで公告がされて、その後の申出となりますので、今後利用権が設定されて所有者の方が事業に参加されるという案件もあり、土地自体も隨時動いておりますので、そういったこともあると思われます。

勝部委員 今回の議案に掲載されている農地については相続が終了しており、未相続者は載っていないとのことです。未相続であっても別の耕作者の方や集落営農に耕作をお願いしているという場合には今回のように農業委員会による承認の会議が今後も行われるということでしょうか。

深津室長 おっしゃるとおりでございます。順次このような場を設け承認いただくようになると思われます。

今岡次長 補足しますと、今回は土地改良法の第3条第1項の規定による申出であります、今後は「交替」ということで同条第2項の規定に基づいて交替の届出が

提出される手筈になっております。そういたしますと、またそれについて農業委員会で審議をしていただくことになります。よろしくお願ひいたします。

議長 ほかに質問はございませんか。

ご意見ご質問は無いようですので、議第55号のうち、先議案件の10番を除くすべての案件について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって議第55号の内、先議案件の10番を除くすべての案件を承認いたします。

予定していた議事は終了しました。

以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後3時00分

議事に参与した者の職、氏名

常松事務局長、今岡次長、深津室長、三島補佐

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

署名委員

署名委員